

南丹市経常建設共同企業体運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、南丹市が発注する建設工事に係る経常建設共同企業体の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、経常建設共同企業体とは、優良な中小・中堅建設業者の育成と振興を図るため、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化することを目的として結成する共同企業体をいう。

(対象業種)

第3条 経常建設共同企業体の対象業種は、「土木一式」とする。

(入札参加の取扱い)

第4条 経常建設共同企業体に登録した業種については、その入札参加資格有効期間中、原則として、構成員は個々の建設業者として他の単体発注の建設工事競争入札に参加させないものとする。ただし、特定建設工事共同企業体への参加は、構成員がそれぞれ単体として参加することはできるが、経常建設共同企業体としての参加はできないものとする。

(構成員数)

第5条 経常建設共同企業体の構成員数は、2又は3を原則とする。

(構成員の組合せ)

第6条 経常建設共同企業体の構成員の組合せは、原則として同一等級、直近等級又は直近2等級に属する者の組合せとする。

(構成員の要件)

第7条 経常建設共同企業体のすべての構成員は、市内に主たる営業所を有する者で、登録を受けようとする業種について、次の各号のすべてに該当する者でなければならない。

- (1) 営業年数が1年以上であること。
- (2) 建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当

する者でないこと。

(4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による建設業の許可を受けていること。

(5) 市に登録される他の経常建設共同企業体の構成員でないこと。

（結成方法）

第 8 条 経常建設共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

（出資比率）

第 9 条 すべての構成員の出資比率は、均等割の 10 分の 3 以上とする。

（代表者）

第 10 条 経常建設共同企業体の代表者は、構成員において決定された者とする。

（入札参加資格審査申請）

第 11 条 経常建設共同企業体は、入札参加資格申請に当たって、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書（別記第 1 号様式）

(2) 経常建設共同企業体協定書の写し（別記第 2 号様式）

(3) 経常建設共同企業体年間委任状（別記第 3 号様式）

(4) 経常建設共同企業体総合点計算表（市長が必要とする場合に限る。）
（別記第 4 号様式）

（入札参加資格の認定）

第 12 条 市長は、前条の書類の提出を受けたときは、経常建設共同企業体に係る資格審査を経て、入札参加資格を経常建設共同企業体入札参加資格認定通知書（別記第 5 号様式）により認定するものとする。

（資格審査申請書の変更届）

第 13 条 経常建設共同企業体は、経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書に記載した事項等に変更があったときは、直ちに経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書記載事項変更届（別記第 6 号様式）に変更事項を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

（経常建設共同企業体の解散届）

第 14 条 経常建設共同企業体は、これを解散したときは、直ちに経常建設共同企業体解散届（別記第 7 号様式）を市長に提出しなければならない。

（構成員の指名停止の場合の特例）

第 15 条 構成員のうち 1 社が指名停止措置を受けた場合には、経常建設共同企業体全体を指名停止とする。ただし、指名停止が長期間に及ぶ場合は、当該経常建設共同企業体を解散し、他の構成員は、新たな構成員の補充の有無にかかわらず経常建設共同企業体を再結成することができる。

（その他）

第 17 条 この基準に定めるもののほか、経常建設共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。